

移動等円滑化取組計画書

令和4年6月30日

住 所 愛知県豊橋市駅前大通一丁目46番地の1
事業者名 豊橋鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 小笠原 敏彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

14停留場の内8停留場をバリアフリー整備済である。他の停留場については、道路幅員変更が必要で、道路管理者等との調整が必要である。低床式バリアフリー対応車両については、線路条件（急曲線）へ適合させなければならず、導入には長期的な検討を要する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

係員にサービス介助士の資格を順次取得させている。車いすや目の不自由なお客様ご利用される際は、必要に応じて安全確保のためのお手伝いを行っている。今後もサービス介助士の資格取得を促進するとともに「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を新入社員等の研修に活用する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
段差解消等	・ 1日乗降3千人以上の停留場は整備済である。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種措置・対策等	・ 状況に応じ、必要な措置・対策等の計画、検討を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降についての介助・旅客施設における誘導等	・ ワンマン運転であり、バリアフリー対応の車両かつ停留場に限り、乗務員が対応する。(継続)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページ掲載	・ ホームページ上に車いす利用可能停留場、介助が必要な場合の連絡先を掲載する。(継続)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修	・ サービス介助士有資格者による、接遇に関する集合教育を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発ポスターの掲出等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所において、国土交通省による啓発ポスターを掲出し、情報発信する。 ・「声かけ・サポート」運動の取組を強化する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の資格取得の促進。 ・ホームページにて、移動等円滑化促進のための情報提供の充実を図る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
/	/	/

V 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて公表する。 <p>https://www.toyotetsu.com/company/evaluation.html</p>

VI その他計画に関連する事項

/

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。